

平成29年度版 舟形町の主な「福祉サービス」

舟形町では、高齢者や障がい者手帳をお持ちの方、お子さんが生まれた方などへいろいろな福祉サービスを行っています。その主なものは次のとおりです。

高齢者の方へ

★

鍼灸マッサージ券

満65歳以上の方に、鍼灸マッサージ助成券(1,000円分)を年4枚交付。

町単独

△

寝たきり老人おむつ

65歳以上の方で、寝たきり状態で要介護4相当かつ主治医意見書で常時失禁が認められた方、常時おむつが必要な方に紙おむつを支給。【上限あり】

★△

寝たきり老人等介護者激励金

在宅において65歳以上の寝たきりの方を6ヵ月以上継続して介護している方に、激励金(年42,000円)を支給。

★★▲

寝たきり老人等移送サービス

65歳以上の寝たきりの方で、リフト付き車両以外での移動が困難な方に、通院などで使用する利用券を月2枚交付。

町単独

★★▲△

高齢者タクシー券

満80歳以上の方に、タクシー利用券(小型基本料金分)を月2枚交付。

町単独

緊急通報システム

概ね65歳以上の一人暮らしの方で、慢性疾患等で日常生活を営む上で支障がある方に、最上広域中央消防署に直接連絡できる端末機を提供。【一部負担あり】

町単独

障がいをお持ちのお子さんを養育している方へ

重度心身障がい(児)者養育支援手当

身体障がい者手帳1・2・3級または知的・精神障がいをお持ちで、常に介護を要する20歳未満のお子さんを養育している方に手当を支給。

町単独

特別児童扶養手当

身体、知的または精神に障がいをお持ちの20歳未満のお子さんを養育している方に、手当を支給。【所得制限あり】※障がい等級の判定基準は、身体障がい者手帳、療育手帳とは異なります。

ひとり 親家庭などの方へ

ひとり親家庭等医療証

ひとり親家庭の医療費が無料になる医療証を交付。【所得税非課税の方が対象】

児童扶養手当

ひとり親家庭などで、18歳までのお子さんを養育している方に手当を支給。【所得制限あり】

子育て世帯の方へ

★

こども養育支援金

町内在住の方にお子さんが生まれた場合、6ヵ月後に養育支援金として10万円を支給。

町単独

ほほえみファミリー・サポート給付金

ほほえみ保育園等を利用している3歳以上児の保育料の2分の1を支給。

町単独

子育て支援医療証

未就学児と小・中学生の医療費が無料になる医療証を交付。

小4～中3の外來のみ町単独

高校生医療費の無料化

高校生世代(中学卒業後3年間)の医療費助成。医療費自己負担分について支給。※保険外診療を除く。

町単独

障がい者手帳などをお持ちの方へ

★△

障がい者おむつ

身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳のいずれかをお持ちの65歳未満の方で、常時おむつが必要な状態が3ヵ月以上続いている方に紙おむつを支給。

町単独

重度心身障がい(児)者医療証

重度の障がい(身体障がい者手帳1・2級、精神保健福祉手帳1級、療育手帳「A」、障がい年金1級)をお持ちの方に、医療費が軽減できる医療証を交付。【所得制限あり】

特別障がい者手当(障がい児福祉手当)

重度の障がいをお持ちの方で、在宅で生活している方に、国から手当を支給。

NHK放送受信料の減免

身体、精神、知的障がいをお持ちの方が世帯構成員であり、世帯全員が町民税非課税世帯の場合、全額免除。また視聴覚障がい、または重度の障がいの方が世帯主の場合は半額免除。

★★▲△

福祉タクシー券

身体障がい者手帳の四肢・下肢・体幹・視聴覚障がい3級以上、内部障がい3級以上の方、精神保健福祉手帳1級をお持ちの方、療育手帳「A」の方に、タクシー利用券(小型基本料金分)を月2枚交付。

町単独

～追加要件～

★★▲△の表示があるものは、文中の要件の他に、下記の要件にも該当する方がサービスを受けられます。

- ★ 町税・公共料金などの滞納のない世帯の方
- ☆ 自動車税、軽自動車税の減免を受けていない方
- ▲ 他の移送サービスを利用していない方
- △ 入院中、ショートステイ、施設などを利用していない方

▼申込み・問い合わせ／舟形町健康福祉課福祉係
☎ (32) 2111 (内線333・334・335)
舟形町健康福祉課介護医療係
☎ (32) 2111 (内線336・337・338)